

議員提出議案第 24 号

さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 10 月 21 日提出

提出者	さいたま市議会議員	関根信明
	同	神崎功
	同	上三信彰
	同	山崎章
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	萩原章弘
	同	高柳俊哉
	同	輿水恵一
	同	神田義行
	同	土井裕之

さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例（平成 23 年さいたま市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則 (失効)	附則 (失効)
2 この条例は、 <u>平成 24 年 3 月 31 日</u> 限り、その	2 この条例は、 <u>平成 23 年 11 月 30 日</u> 限り、その

効力を失う。

の効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。